

令和7年度第3回秋田県犯罪被害者等支援推進会議 議事概要

日 時：令和8年1月20日（火） 午後2時00分～午後3時30分

場 所：議会棟大会議室

1 出席者

○秋田県犯罪被害者等支援推進会議委員（敬称略） 7名

西野大輔	西野法律事務所（弁護士）
利部徳子	中通総合病院 産婦人科統括科長（医師）
齋藤和樹	秋田県被害者支援連絡協議会会長（公認心理師・臨床心理士）
並木里也子	Orbray株式会社 代表取締役社長
佐藤和人	公益社団法人秋田被害者支援センター専務理事
小笹典子	元日本赤十字秋田看護大学特任教授
古木実菜子	秋田市市民相談センター所長

○秋田県

生活環境部参事、県民生活課長、県民生活課、地域・家庭福祉課、雇用労働政策課
建築住宅課、教育庁総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、生涯学習
課、総合教育センター、警察本部広報広聴課、警務課犯罪被害者支援室、生活安全
企画課、人身安全対策課、刑事企画課、捜査第一課、組織犯罪対策課、交通企画課、
交通指導課、運転免許センター

2 秋田県生活環境部参事あいさつ

委員の皆様には、日頃から犯罪被害者等に対する支援活動はもとより、「第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」の策定にあたりましても、多大なる御尽力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、本県の犯罪被害者等支援は、これまで4期20年間にわたり着実に歩みを進めて参りました。

このたびの第5次基本計画案につきましても、条例に掲げる4つの基本理念に基づくとともに、委員の皆さまからの御意見やアンケート調査結果等を反映させながら、「必要なときに必要な場所で、適切な支援を途切れなく受けられる社会」と「県民理解による、尊重と配慮がなされる安全安心な社会」の実現を目指し、検討を重ねてきたところです。

本日は、「第5次基本計画」の最終案とパブリックコメントの実施結果につきまして、事務局から御説明申し上げます。皆さまには、最終的な取りまとめに向けて、改めてお力添えをいただければ幸いです。

なお、本日の御承認をいただいた後には、県議会への説明を経て、広く県民の皆さまに周知を図るとともに、国、市町村、警察及び民間支援団体等との連携をさらに深め、施策を推進してまいります。

犯罪被害者等の皆様に寄り添った支援が、県民の深い理解のもとで実効性を持って届くよう、引き続き一層の御指導・御協力をお願い申し上げます。

3 議 事

第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（案）について

第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（案）について、資料に基づき説明。（略）

小笹委員	計画（案）P2の刑法犯認知件数についてだが、特殊詐欺事件も含まれているものか。昨今の報道では特殊詐欺に関するニュースが頻繁に流れているが、県内における件数や割合等の現状を教示いただきたい。また、多額の資産を失い、自死を考えるほど深刻な状況に追い込まれる被害者もいると聞き及んでいる。こうした被害者に対する支援について教えて欲しい。あわせて、本計画（案）において、他県にはない秋田県独自の特色ある施策があれば伺いたい。
組織犯罪対策課	計画（案）P2の刑法犯認知件数だが、特殊詐欺については「その他刑法犯」に含まれている。 また、特殊詐欺被害の件数及び被害額について、令和7年11月末の暫定値にてお答えする。 特殊詐欺については、件数は88件、被害額は約5億5千万円である。この内、主にオレオレ詐欺が多く、件数は36件、被害額は4億2千万円である。 また、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺があり、これらについては、件数は74件、被害額は4億2千万円である。 特殊詐欺とSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺を合わせると、11月末現在で被害額は10億円、前年末は約9億円であり、すでに前年の被害額を超えている状況である。
県民生活課	本県独自の特色ある施策としては、秋田県犯罪被害者等支援条例第17条で定める6月30日の「犯罪被害を考える日」が挙げられる。同様の啓発日を設けている自治体は他県にも見受けられるため、厳密に本県だけの施策とは言い難い面もあるが、国が定める「犯罪被害者月間（令和8年度より11月1日～12月1日）」とあわせ、本県独自のサイクルで啓発を行っている点に特色がある。11月の国の月間に加え、年度前半の6月30日に県独自の啓発日を設けることで、年間を通じて上半期・下半期それぞれに広報啓発の機会を確保している。このように、継続的に県民の理解を深める体制を整えていることが、本県における施策の特徴であると考えている。
齋藤会長	小笹委員の質問と関連して。「犯罪被害者等」の「等」の定義について伺いたい。本県の条例制定時、その範囲に内縁の配偶者や婚約者を含めるべきとの議論があったと記憶している。一般的に、法律上の「犯罪被害者等」にはどのような範囲が含まれるのか。また、本県の条例においてはどのように規定されているのか。

西野委員

「等」の範囲については、各法律や制度によって個別に規定されている。一般的な配偶者は当然含まれるが、内縁関係（事実婚）についても、多くの制度で対象に含まれるものと解されている。

しかし、制度によって扱いは異なり、例えば、新しく運用が始まった「犯罪被害者等法律援助制度」のように、事実婚が含まれないものもある。一方で、犯罪被害給付金の支給を巡る近年の訴訟では、最高裁判所において、同性パートナーについても「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するとされた事例がある。このように、各法律や制度の目的に応じて、対象者の範囲が異なるのが実状である。

警務課

本県の条例制定に際しては、定義の在り方を検討した結果、「婚姻の予約者（婚約者）」も含めるべきとの考えが示された。これを受け、秋田県犯罪被害者等支援条例第2条では、犯罪被害者等を次のように規定している。

「犯罪等により害を被った者及びその家族（配偶者にあつては、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者（以下「内縁の配偶者等」という。）を含む。）又は遺族（配偶者にあつては、内縁の配偶者等を含む。）」

この規定により、本県では内縁の配偶者および婚約者も支援の対象に含まれると認識している。ただし、計画に盛り込まれた個別の施策を実施するにあたっては、それぞれの制度により対象範囲が異なる点には留意が必要である。

齋藤会長

国の法律と比較して、県の条例はより柔軟な定義がなされているものと推察される。こうした幅広い対象設定も、本県における特色ある取り組みの一つと言えるのではないかと。

次に、各委員から計画案について御意見やコメントをいただきたい。

小笹委員

犯罪の起こりにくい社会を築くことは、関係機関だけの問題ではなく、県民一人ひとりが共有すべき課題である。最近の報道によれば、東京都杉並区の賃貸アパートにおいて、家賃滞納に伴う強制執行に訪れた執行官らが刺傷される事件が発生した。加害者はコロナ禍で職を失い、住居も失うという苦しい状況にあったと聞き及んでいる。犯した罪は当然償われるべきだが、生活に困窮した際に相談できる場所があるなど、何らかの手立てとサポートがあれば、この事件を防ぎ、新たな被害者が生まずに済んだのではないかと考えさせられる。犯罪被害を生まないための社会の在り方やセーフティネットの重要性について、改めて身につまされる思いがした次第である。

また、昨年11月に開催された「県民のつどい」に参加し、犯罪被害者遺族の講話を拝聴した。遺族が置かれた過酷な状況や、捜査における取り調べの実態など、直接お話を聞かなければ分からないことが多々あり、その悲惨さに大きな衝撃を受けた。同行した友人も「参加して初めて気付か

されることが多く、参加して本当によかった」と語っており、こうした啓発事業の重要性を再認識した。

最後に、昨今の報道などを通じ、えん罪の問題についても少なからず気にかかっているところである。

西野委員

計画（案）P10の「（1）カ）日本司法支援センター（法テラス）が行う民事扶助制度による無料法律相談や弁護士費用の立替え、犯罪被害者等支援弁護士制度による支援」の項目に「犯罪被害者等支援弁護士制度」との表記があるが、本制度は1月の運用開始直前に名称が「犯罪被害者等法律援助制度」に変更されている。これに合わせた、修正をお願いしたい。

本計画にも記載があるとおり、自分が犯罪被害に遭うと予見している一般県民は、ほとんどいない。したがって、被害に遭った際に支援施策の存在を最初から把握している被害者は、皆無に近いと考えられる。そうした被害者の方々に対し、計画に盛り込まれた各種施策をいかに分かりやすく案内できるか。その点にこそ、本計画に「血が通うか」どうかがかかっていると感じる。

佐藤委員

秋田被害者支援センターとしても、来年度から始まる時期計画に、様々な形で関わっていく必要があると認識している。本計画において、新たに「多機関ワンストップサービス」盛り込まれているが、本年1月15日に、県と当センターで同サービスに関する業務受託契約を結んだ。来年度4月の本格運用を目指し、体制の構築等を進めている段階である。来年度は、当センターにおいて犯罪被害者等支援コーディネーターを1名採用し、関係機関と緊密に連携しながら、円滑で実効性のある運用に努めていきたい。

古木委員

多機関ワンストップサービスは、国の犯罪被害者等施策推進会議で決定された非常に重要な5つの取組の一つであり、市町村においても注目をしている。特に犯罪被害者等支援コーディネーターの設置には期待をしているところである。今回の計画（案）の記載内容を、今後どのように一般県民へ具体的にイメージしやすく伝えていくかが重要である。取組の詳細が決まった際には、市町村も含め、分かりやすい形での周知をお願いしたい。

利部委員

今年度から本推進会議に参画した感想となるが、犯罪被害者等支援の活動は非常に多岐に渡るものであると改めて認識した。今後、こうした活動の内容を、いかに県民一人ひとりへ細やかに伝えていくかが重要である。犯罪被害者等支援の周知について、皆様とともに力を入れていければと感じたところである。

並木委員

本計画の策定にあたり、委員として1年間携わる中で、犯罪被害者支援の重要性とその実現の難しさを改めて実感した。私自身、昨年秋田へ移住し、地元企業の代表、そして一県民として本会議に参加させていただいた。行政や関係機関が真剣に連携し、被害者に寄り添った支援の在り方を模索

している姿は非常に心強いものである。

私は常々「秋田には余白がある」と感じている。これは、まだ挑戦できることが多く、可能性が残されている地域であるという思いを込めている。今回の議論でも「秋田ならではの」というキーワードがあったが、まさにこの「余白」を活かすことで、本県独自の支援の形を築いていけるのではないかと受け止めている。事務局においては、前例に囚われることなく、秋田ならではの犯罪被害者支援の在り方を目指し、引き続き挑戦を続けていただきたい。

齋藤会長

本日、委員の皆様からいただいた意見や要望については、事務局において計画を推進する際、十分に検討されたい。本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を期間としているが、計画の期間内であっても、社会情勢の変化や進捗状況に応じて見直しが必要と求められた場合は、必要な対応を行うこととしている。

今後も、実施状況の調査審議や計画の改定等において、引き続き委員の皆様のお力添えを賜りたい。以上をもって、閉会の挨拶とする。

(以 上)